

社会福祉法人筑紫野市社会福祉協議会移送サービス事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、筑紫野市において歩行が著しく困難で、単独では公共交通機関の利用が困難な者（以下「利用者」という。）に対し、社会福祉法人筑紫野市社会福祉協議会（以下「社協」という。）が外出支援を実施することにより、地域福祉の増進及び社会生活の利便性と生活圏の拡大を図ることを目的とする。

(利用者の登録)

第2条 本事業は登録制とし、筑紫野市内に居住し、社協の会員で次の各号に掲げる者とする。但し、収益目的での利用、及び利用することにより身体に異常をきたす恐れがある者、並びに法定伝染病罹患者については、原則として登録できないものとする。また、登録に際しては認定調査を行い、その調査において認められた者のみ利用できるものとする。

- (1) 身体障害者手帳保持者であって、障害部位が肢体不自由であり、障害等級が原則として一級及び二級で車椅子等を日常的に利用する者
- (2) その他、社会福祉法人筑紫野市社会福祉協議会会長（以下「会長」という。）が既存の交通機関を利用することが困難と特に認める者

(介護者)

第3条 利用者は原則として、介護者を添乗させなければならない。但し、会長が特に介護者の必要がないと判断したときはこの限りではない。

(運行業務と範囲)

第4条 本事業の運行業務と範囲は、概ね次の各号に掲げるものとする。

- (1) 予約制とし、申し込みは利用日の1ヶ月前から受け付ける。
- (2) 利用上限は月1回とする。
- (3) 運行範囲は原則として筑紫野市内、または片道10km以内で、宿泊を伴わないものとする。但し、会長が認めた場合においてはこの限りではない。

(本事業の内容)

第5条 本事業の内容は、概ね次の各号に掲げるものとする。

- (1) 病院への移送
- (2) 施設への移送
- (3) 公共機関への移送

2 利用の公平性を保つため、緊急性、必要性を勘案し、申し込みが殺到した際には利用を断る場合もある。

(運行日時)

第6条 本事業の運行日時は、月曜～金曜日までの午前9時00分～午後4時30分までとする。但し、祝日及び年末年始(12月29日から1月3日)を除くものとする。

(利用申請)

第7条 本事業を利用しようとする者は、移送サービス事業会員登録申請書(様式第1号)及び契約書(様式第2号)を会長に提出しなければならない。

(決定通知及び登録)

第8条 会長は前条の申請書を受理した時は、実態を調査し、利用の可否について決定しなければならない。

2 会長は利用の可否について決定した時は、移送サービス事業会員決定通知書(様式第3号)若しくは移送サービス事業会員不許可通知書(様式第4号)により申請者に通知するものとする。

3 本事業の運営を円滑に行うため、社協の指示に従うものとする。

(変更届及び廃止届)

第9条 利用者は、住所の変更等、利用者の状況に変更が生じたときは、速やかに移送サービス事業登録変更届出書(様式第5号)を、及び移送サービス事業の利用を必要なくなったときは、移送サービス事業登録廃止届出書(様式第6号)を会長に提出しなければならない。

(登録の取り消し)

第10条 利用者及び介護者は、次の各号のいずれかに該当するときは、登録を取り消す。

(1) 移送サービス事業利用申請書等に虚偽の記載をしたとき。

(2) 社協の指示に従わないとき。

(利用者の負担)

第11条 利用料金は無料とする。ただし、運行の際に有料駐車場等を利用する場合の料金については利用者負担とする。

(事故に関する損害賠償金)

第12条 移送中における事故に関する損害賠償等は、自動車損害賠償責任保険・任意保険の範囲とする。

第13条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。